

2023年度版刊行にあたって

本書は、まさしく銀行が公共債の窓口販売を通じて本格的な証券業務の参入を果たした1983（昭和58）年に刊行されて以来、常に時代の変化を追って改訂を重ねてきました。

この初版の刊行より約50年間で、世界の証券市場は、大きな変化を遂げ、グローバル経済が発展を遂げるなか、日本の証券市場も大きな影響を受けてきました。特にここ数年は金融制度改革やグローバル金融規制が進展し、規制の撤廃や緩和、法制度・会計制度の変更等、多岐にわたる改革が行われています。

このような環境変化の過程において、投資家に対しては自己責任の原則がより明確にうたわれ、同時に金融機関に対しても金融商品取引法等で投資家保護を目的とする説明責任等が課せられており、証券業務に携わる者にとって、より幅広くかつ専門的な知識を持つことが求められています。

このような変化を踏まえ、日常業務の遂行に役立つように、この度、2023年度版を刊行する運びとなりました。

従来同様ご活用いただければ幸いです。

2023年 5月

三井住友信託銀行株式会社
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

第1編 わが国の証券市場と諸制度

序章 わが国の証券市場

1 金融システムの中の証券市場	2
2 グローバリズムの中の証券市場	3

第1章 金融商品取引法

1 金融商品取引法の概観	5
2 ディスクローチャー規定	6
3 金融商品取引業	8
4 金融商品取引所等	14
5 不正行為の禁止	16
6 罰金・課徴金制度	20
7 デジタル資産	21

第2章 投資信託の仕組みと種類

1 投資信託制度	25
2 投資信託の実務	31
3 投資法人制度	36
4 投資一任業務等	41

第3章 顧客保護に関する事項

1 IOSCO	46
2 金融商品取引業者等に対する行為規制	48
3 金融サービス提供法	60
4 金融商品取引業協会の自主規制等	62
5 特定投資家制度	65
6 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融 ADR）	68

第4章 銀行の証券業務

1 銀行法の中の証券業務	70
2 投資信託の窓口販売	77
3 公共債の窓口販売業務とディーリング業務	86

第2編 証券発行市場

第1章 証券発行市場の概要

1 わが国の証券発行市場	94
2 債券の基礎知識	96
3 株式の基礎知識	106
4 株式に類似する証券	108

第2章 公社債の発行市場

1 公共債の発行	110
2 社債の発行	121

第3章 株式の発行市場

1 株式発行の種類	127
2 株式発行の形態	129
3 株式公開	130

第4章 証券化商品の発行市場

1 証券化商品の概要	134
2 多様化する証券化商品	143

第3編 証券流通市場

第1章 公社債の流通市場

1 公社債の流通市場の概要	152
2 債券市場の変動要因	154
3 債券の利回り・価格・経過利子の計算	157
4 金利理論の基礎知識	163

第2章 株式の流通市場

1 株式の流通市場の概要	166
2 株式流通市場の推移	167

3	取引の種類	168
4	取引所取引	171
5	価格の決定方法	173
6	株価の変動要因	180
7	株価指数と株式指標	183

第3章 デリバティブ

1	債券先物取引	187
2	株価指数先物取引	194
3	オプション取引	202
4	スワップ取引（金利・為替）	210

第4編 資金調達・運用

第1章 短期金融市場

1	短期金融市場とは	234
2	日本銀行の金融政策	234
3	短期金融市場の概要	245

第2章 企業金融の基礎知識

1	企業の資金調達	262
2	企業金融の現状	272
3	企業買収の活発化	275

第3章 資金運用の基礎理論

1	現代投資理論の基礎知識	282
2	株式の運用	288
3	債券の運用	293
4	ポートフォリオ運用	299

第5編 証券税制と会計制度

第1章 個人に係る証券税制

1	公社債取引税制	304
2	株式等取引税制	310
3	投資信託取引税制	314
4	金融所得課税の一体化と損益通算	317
5	特定口座	319
6	少額投資非課税制度（NISA）	322

第2章 法人に係る証券税制

1	法人の有価証券取引に対する課税	328
2	外国税額控除制度	331

第3章 会計制度

1	金融商品に関する会計基準	333
---	--------------	-----

第1編

わが国の証券市場と諸制度

序章

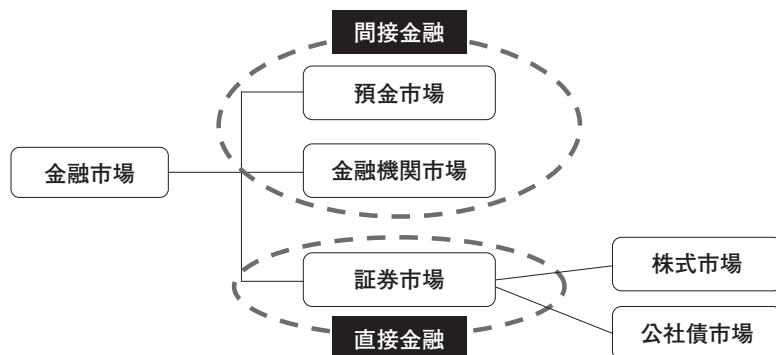
わが国の証券市場

1 金融システムの中の証券市場

「金融市場」には、金融機関と顧客（預金者）で取引を行う「預金市場」、金融機関同士相対で取引を行う「金融機関市場」、公開市場で取引を行う「証券市場」等がある。「預金市場」、「金融機関市場」は相対で取引を行うのに対し、「証券市場」は誰でも参加できる公開取引を行うという点が異なっている。

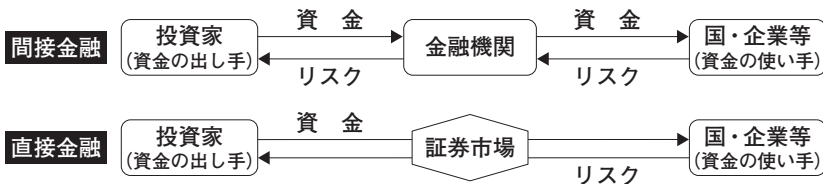
「証券市場」は、取り扱う証券ごとに市場が異なっており、代表的なものには「株式市場」、「公社債市場」等がある。

■図表1 金融市場イメージ図



日本では、長い間金融市場の大部分を間接金融が占めてきたが、規制緩和や金融ビッグバンの流れを受け、直接金融へのシフトが注目されている。間接金融が、銀行等の金融機関が資金需給の間に介在し資金を融通させているのに対し、直接金融は、個人や企業等の資金の出し手（投資家）と国や企業等の資金の使い手の間で市場を通じた取引を行い、出し手が直接使い手へ資金を融通している。したがって、間接金融の場合は、金融機関が使い手の信用リスク等を負い、投資家が金融機関のリスクのみを負えばよいのに対し、直接金融は使い手の信用リスク等を資金の出し手が直接負っている。ただし、金融機関を介在させないため、直接金融では間接金融に比べてより効率的に資金が活用されている面もある。

■図表2 直接金融と間接金融



日本では、銀行が預金等を中心とする間接金融を、証券会社が株式・債券投資等を中心とする直接金融を担ってきた。しかし、以前に比べて銀行業と証券業の垣根は低くなってきており、銀行も証券市場への関与を強めている。また、一部の銀行では、同一金融グループ内の証券会社で証券業を行う等の姿勢も見られる。

2 グローバリズムの中の証券市場

近年ますます証券市場のグローバル化が加速しており、アメリカでのリーマンショック、ヨーロッパでのギリシャ危機等が、瞬時に世界中へ広

がるようになってきている。また、世界的に低金利環境が長期化するなかで先進国の資金が高いリターンを求めて、新興国への投資等を行うようになり、これが徐々に主流を占めていくようになった。そこで、各国の金融商品取引所が自国の存在感を示すため、競争を繰り広げている。たとえば、日本を代表する証券市場である東京証券取引所では、近年の日本の地位低下に歯止めをかける策を練っており、システムの更改、昼休み時間削減（2011（平成23）年11月より実施）等を行っている。

また、東京証券取引所グループと大阪証券取引所は2013（平成25）年1月に経営統合を行い、日本取引所グループが誕生した。同年7月には現物株の市場を統合し、上場企業数や株式売買代金で世界第3位の市場となった。

なお、日本取引所グループは、上場企業の持続的な成長と国内外の幅広い投資家から魅力ある投資対象の現物市場と見てもらえるよう、2022（令和4）年4月4日より4市場区分（一部、二部、マザーズ、ジャスダック）から3市場区分（プライム市場、スタンダード市場、グロース市場）へ変更した。

さらに、日本取引所グループは、利便性の高い現物市場を目指すため、2024（令和6）年後半を目途に、取引終了時間を現在の15時から15時30分へ延長する予定である。

他にも、近時注目の市場としてデジタル資産市場がある。デジタル資産とはデジタル証券、暗号資産、ステーブルコインの総称である。法規制の面でも、2020年5月1日施行の改正金融商品取引法（金商法）で、ブロックチェーン技術に代表される分散型台帳技術を用いた「トークン」に表示される有価証券に係る権利が、「電子記録移転有価証券表示権利等」と定義されるなどの整備が行われた。

第1章

金融商品取引法

1 金融商品取引法の概観

金融商品取引法（以下、「金商法」という）は、『金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図る』ために制定された。具体的には、その第1条において「企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする」と定められており、投資者保護のための横断的法制を整備することで、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上を促進している。

この法律は、「情報開示（ディスクロージャー）」、「金融商品取引所、金融商品取引業者等への規制」、「取引の規制」、「罰金・課徴金制度」の4つの柱からなっている。

金商法が施行される以前は、個別・縦割りの規制が敷かれていたため、悪質な業者等による投資家への被害が防ぎきれていなかった。それに対応

するため、横断的な法律を施行し、投資家を保護することとした。

また、近時の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、2020（令和2）年5月に暗号資産デリバティブ取引（暗号資産交換等は、資金決済法で規制される）および電子記録移転権利等の業務に関する規制が導入された。暗号資産交換については、2021（令和3）年6月に改正資金決済法が施行され、交換業者倒産時の顧客への優先弁済権等の利用者保護の確保やルール明確化のため、制度整備が行われた。

2 ディスクロージャー規定

金商法には、有価証券の発行・流通に際して、取引の対象である有価証券の真実価値に係る情報を市場に広く提供し、市場取引の成立を確保することを目的として、有価証券の募集または売出しの際の届出、有価証券届出書、目論見書の作成・開示の規定等がある。また、不特定多数の投資家から株式を買い付ける株式公開買付制度（TOB）に関する規制や、株式を大量に取得した場合に届出が必要となる大量保有報告制度の規定がある。ここでは、主に大量保有報告について説明していく。

大量保有報告とは、株券等に係る大量保有の状況を投資者に迅速に開示するための制度である。上場株券等の保有割合が5%超となった場合、その日から5営業日以内に大量保有者や共同保有者の概要、保有目的、保有株式の内訳、最近60日間の取得処分状況、保有株券等の取得資金に関する情報等を記載した大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。経営権の取得を目的とした買収は、たとえ買収先の企業が望んでいない敵対的買収であったとしても、直ちに金商法に違反するわけではない。しかし、買収のため株式の大量買付を行うことで、株価の乱高下が生じるおそれが高く、これに関する十分な市場情報を有していない一般投資家が

不測の損害を被らないよう、株式の大量取得・保有に関する状況を開示するよう求めている。このような情報を適切に投資者に伝えることで、株式市場の公正性・透明性確保、投資者保護が図られている。

対象となる有価証券は、①株式、②新株予約権証券および新株予約権付社債券、③投資証券等、④外国の者が発行する証券・証書で前述の①から②の性質を有するものとして政令で定めるものなどである。この制度は、大量保有により会社の支配権に影響を及ぼすものを対象にしているため、無議決権株は、対象から除外されている。

大量保有報告書の提出義務は、株式の保有者が負っており、保有者に含まれるのは、自己または他人の名義で株式を保有する者、信託により議決権行使権限を有する者、投資一任契約等により株式投資に必要な権限を有する者等である。保有割合の計算については、保有者の保有株式数に共同保有者（夫婦関係や親子会社の場合は、共同保有者にみなされる）の保有株式数を加え、それを発行済株式数で除した割合が株式保有割合となる。提出後、保有割合が1%以上増減した場合等報告事由に該当した場合は、その日から5営業日以内に変更報告書の提出が求められる。ただし、証券会社や銀行等の日常の営業活動として大量の株券等の売買を行っている機関投資家は、事務負担等を考慮し、報告頻度および開示項目について軽減措置がとられている（特例報告制度）。

金商法では、投資者への情報開示を目的として、有価証券の募集・売出しに関しても、有価証券届出書の提出が定められている。これは、有価証券の条件や企業の財務状況等を記載し、財務局を通じて内閣総理大臣へ提出するものである。しかし、募集・売出しの際に厳格な情報開示規制を設けることで、事務手続きが煩雑となることを避けるため、一定の要件（上場企業、一定額以上の株券の売買金額・時価総額、指定格付の取得等）のもと、発行登録制度という緩和措置がとられている。

3 金融商品取引業

金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業者（以下、「金商業者」という）が行うことができるものである。金融商品取引業は、業務内容の範囲によって、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業に分類される。金融商品市場は、投資家が積極的に資産運用を行うため、また企業が円滑に資産調達を図るために、公正かつ円滑なものでなければならない。金商業者は金融市場の担い手として、市場仲介機能の発揮や金融商品の公正な価格形成に貢献し金融市場に対する投資家の信頼を高めることにより、金融市場の発展、さらには我が国の経済の発展に寄与していくことが求められている。一方で、その地位の重要性を鑑み、その行為規制が幅広く定められている。

銀行等の預金を扱う金融機関は、原則として、有価証券関連業、または投資運用業を行うことができない。これは、預金の預入れを業とする金融

■図表 1-1-1 金融商品取引業の区分

区 分	業 務
第一種金融商品取引業	有価証券（第二条第一項有価証券）の売買等、市場デリバティブ取引等、店頭デリバティブ取引等、有価証券の引受け、私設取引システム運営、有価証券管理業務等、暗号資産関連店頭デリバティブ取引、電子記録移転権利等
第二種金融商品取引業	みなし有価証券（第二条第二項有価証券）の売買等、集団投資スキーム持分等の自己募集、有価証券に関するものでない市場デリバティブ取引等
投資助言・代理業	投資助言業務、投資顧問契約・投資一任契約締結の代理・媒介
投資運用業	投資一任業務、ファンド運用業務

機関が投資運用業等を行って損失を被った場合、財務の健全性を害し、預金者へ不測の損害を与えてしまうことや、これらの業務の兼営が行われてきた時代に、多くの不正が発生した歴史的背景等が理由としてあげられる。

1 一般的義務

(1) 誠実・公正義務

資本市場において公正な価格形成をするため、金業者、その役員および使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

(2) 広告規制

金業者が金融商品取引業の内容について広告を行う場合、一定の義務を課し、利益の見込等について著しく事実に相違する表示、または著しく誤認させる表示をすることを禁止している。対象となる広告は、郵便、FAX、電子メール、ホームページ、パンフレット配布等「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」と定められている。

(3) 書面交付義務および説明義務

金業者は、金融商品取引契約の際に、契約締結前書面等の交付および取引内容の説明が義務として課されている。これは、金業者と投資者との間の情報格差を埋め、金融商品等の公正な価格形成のために不可欠である。

(4) 適合性原則の順守義務

金業者は、金融商品取引について、顧客の知識、経験および財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不相当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることのないよう業務を営まなければならない。たとえ投資者が望んでいる取引であっても、経験や財務状況に照らして不相当と考えられるときは、当該取引を引き受けてはならない。

(5) 最良執行義務

金業者は、有価証券売買等に関する顧客の注文について、最良の取引

証券業務の基礎 2023年度版

2023年6月18日 2023年度版第1刷発行

著 者 三井住友信託銀行

三井住友トラスト・アセットマネジメント㈱

編 者 三井住友トラスト・キャリアパートナーズ㈱

発 行 者 志 茂 満 仁

発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4823

〈検印省略〉

<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／Design Office Notch 制作／長谷川理紗 印刷／日本ハイコム㈱ 製本／株式会社島崎製本

©Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, Sumitomo Mitsui Trust Asset Management Co., Ltd. 2023

Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2498-8

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、
当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。